

総合口座定期預金口座番号の変更

総合口座定期預金の口座番号は、総合口座普通預金と同じ口座番号に変更いたします。新しい口座番号は、2021年1月4日以降に繰越後の十八親和銀行通帳へ表示いたします。

総合口座定期預金最低預入金額・貸越極度額の変更

次のとおり変更いたします。

	変更前(2020/12/30まで)	変更後(2021/1/4以降)
最低預入金額	10,000円	1,000円
貸越極度額	300万円	500万円

※貸越極度額は総合口座定期預金合計額の90%または500万円のうちのいずれか少ない金額となります。

通帳式定期預金(総合口座定期預金含む)の通帳繰越

2021年1月4日以降、旧十八銀行名の通帳式定期預金(総合口座定期預金含む)は、繰越をしないとご利用になれませんので、新銀行通帳へ繰越をお願いいたします(繰越方法はP4をご覧ください)。なお、新銀行通帳へは、最新のお預入れ明細のみを記載いたします。満期が到来し自動継続となった件別の明細が必要な場合は、恐れ入りますが窓口までお申し出ください。

お預り番号の変更

総合口座定期預金・通帳式定期預金、通帳式通知預金、積立定期預金のお預り番号を変更いたします。新しいお預り番号は、2021年1月4日以降に繰越後の十八親和銀行通帳へ表示いたします。

ATM定期預金の取扱変更

2021年1月4日以降、ATMでの定期預金お預入れ・中途解約・解約予約の取扱内容を変更いたします。

	変更前 (2020/12/30まで)	変更後 (2021/1/4以降)
取扱時間	全日 7:00~21:00	平日 8:45~18:00 ※月末営業日の中途解約は15:00までのお取扱い
取扱金額	1件あたり1,000万円未満	①現金によるお預入れ 1件あたり 100万円以下 ②通帳・キャッシュカードによるお預入れ 1件あたり 500万円以下 ③中途解約・解約予約(※) 1件あたり 100万円以下 ※ただし、2020年12月30日までに作成した旧十八銀行の総合口座定期預金は1件あたり1,000万円未満まで可能
1日の預入限度額	なし	キャッシュカードから作成の場合 各カードごとの支払限度額
1日の支払限度額 (中途解約のみ)	なし	500万円以下 ※ただし、2020年12月30日までに作成した旧十八銀行の総合口座定期預金は対象外
定期預金解約予約	満期日の前営業日まで可能	満期日の 2営業日前 まで可能
定期預金解約予約取消	可能	不可

ATMで総合口座定期預金を作成される場合、普通預金取引とは逆の向きに通帳を挿入してください。

変更前 (2020/12/30まで)	変更後 (2021/1/4以降)
 <p>ATMにそのまま定期預金のページを開いて挿入してください。</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>(表面: 普通預金)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>(裏面: 定期預金)</p>  </div> </div> <p>ATMには裏返して「総合口座通帳(定期預金)」の面から定期預金のページを開いて挿入してください。</p>

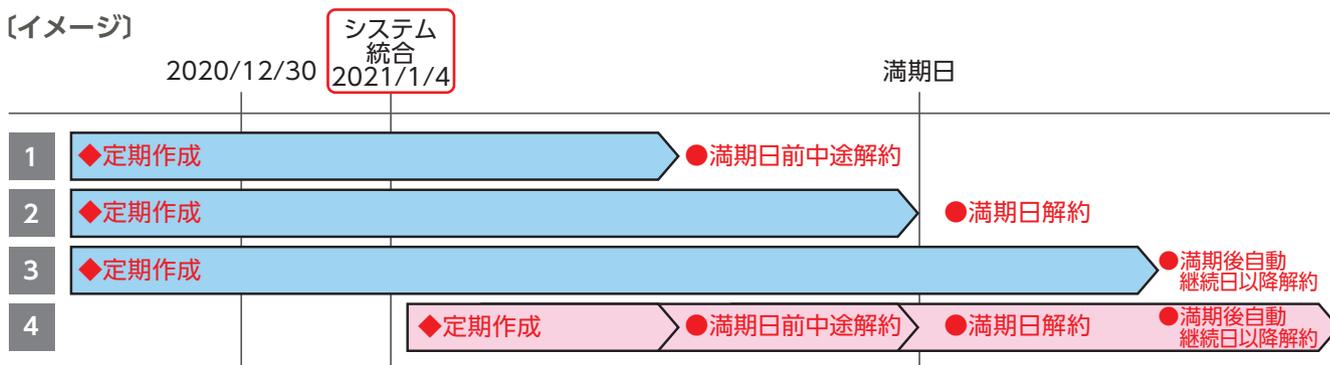
商品・サービスの変更やご留意事項(旧十八銀行編)(続き)

利息計算方法について

「作成時期」「解約時期」によって解約時の利息計算方法が次のとおり異なります。

	作成銀行	定期預金作成時期	解約タイミング	お利息
1	旧十八銀行	2020/12/30まで	満期日前	旧十八銀行の利息計算方法で算出
2			満期日	
3			自動継続日以降	十八親和銀行(旧親和銀行)の利息計算方法で算出
4	十八親和銀行	2021/1/4以降	いつでも	

〔イメージ〕



スーパー定期預金[3年以上]の取扱変更

- 一部解約を実施する際の据置期間を、2021年1月4日以降は1年へ変更いたします。
- 当初お預かり金額が300万円以上の定期預金から一部解約し支払後の残高が300万円未満となった場合でも、2021年1月4日以降は、契約時の300万円以上の利率を満期日まで適用いたします(ただし満期日前の中途解約は対象外です)。